

上下水道ウォーターPPPの 実施概要

第3回小諸市上下水道一体ウォーターPPPあり方検討委員会
2025年10月22日

事業スキーム検討

支払条件について、工事では、年度計画を基に金額を決定する方式を、工事以外では、市と協議の上で市の予算内で金額を決定する方式を想定している。

これまでの検討を踏まえた事業スキームに関する方向性

前提

- 事業期間10年、上下事業一体、更新実施型でのウォーターPPPを想定している

検討項目	今後の方針	参考資料						
モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ■ 今後の職員育成・出向等の実施により、市側でモニタリングできる体制・資格者を確保する 	-						
プロフィットシェア	<ul style="list-style-type: none"> ■ 基本的な条項のみ追加し、協議の余地を残す（荒尾市事例を参照） 	-						
支払い条件	<table border="1"> <tr> <td>積算方法</td> <td>工事費用</td> <td>支払方法</td> </tr> <tr> <td>工事以外</td> <td>支払方法</td> <td></td> </tr> </table>	積算方法	工事費用	支払方法	工事以外	支払方法		<ul style="list-style-type: none"> ■ 標準歩掛や見積もり等、公共が積算する際に準じた取り扱いを事業者に求める形で積算する（荒尾市・宮城県事例参照）
積算方法	工事費用	支払方法						
工事以外	支払方法							
物価変動	<ul style="list-style-type: none"> ■ 支払額は、小諸市に年間の工事費用の積算額、業務内容、数量等を含む年度計画を提示し、市と合意したうえで年度協定により決定する（宮城県事例を参照） ■ 年度計画の提示は2月頃で、年度協定の締結は4月とする ■ 各年の指定管理料は市と協議の上、小諸市の予算額の範囲内で決定する立て付けとする（現行の支払い方を踏襲） ■ 支払いは請求書の提出、受領による月次払いとする※ ■ 下水道事業の物価変動スライド条項（1.5%）を基に、令和9年度の金額を基に委託料の変更は毎年協議とする 	<p>新規検討項目</p> <p>P6 ~ P13</p> <p>P14 ~ P20</p> <p>P21</p>						

※緊急修繕費と動力費も現行の協定内容と同様の支払い方（実績払い）を適応する

上下水道の一体化による メリット・デメリット

上下水道事業を一体化することで、スケールメリットの発揮や共通業務の効率化といった効果が見込まれる。一方で、競争性の低下、人材確保、契約解除といった問題点もある

		メリット・デメリットの内容
メリット	スケールメリットによるコスト削減	■ 上下水道事業での購買（薬品・電力・資材）の一括調達による単価低減や共通業務（検針・料金徴収・給排水申請）の統合で人件費削減等が想定される
	災害対応の強化	■ 上下水道事業で一体的な災害体制を構築することで、災害発生時の復旧対応、連携の迅速化が見込まれる
	人材育成、地域貢献の取り組み拡大	■ 人材派遣や地元事業者の活用等の水道事業での取り組みが、下水道事業にも波及し、小諸市内の人材と事業者の育成・活用が進む
デメリット	競争性の低下	■ 上下水道事業での体制構築を要件とすることで、参画事業者が限定され、競争性が低下する
	対応方針	参画事業者への体制拡充の要求、随契においても提案を審査することで、事業の妥当性を担保する※
	契約移行による協定解除コスト	■ 現行の水道事業期間中に次期事業を開始するため、水みらい小諸との契約解除コストがかかる
	対応方針	水道事業の基本協定の期限を令和8年度に変更し、事業開始時の契約移行を図る
	上下水道分野での人材確保	■ 上下水道事業の管理者として、両事業の資格者を含めた体制が市に求められる
対応方針		技術職員の養成に向けた人事異動を小諸市に組み込むことで人材確保を図る

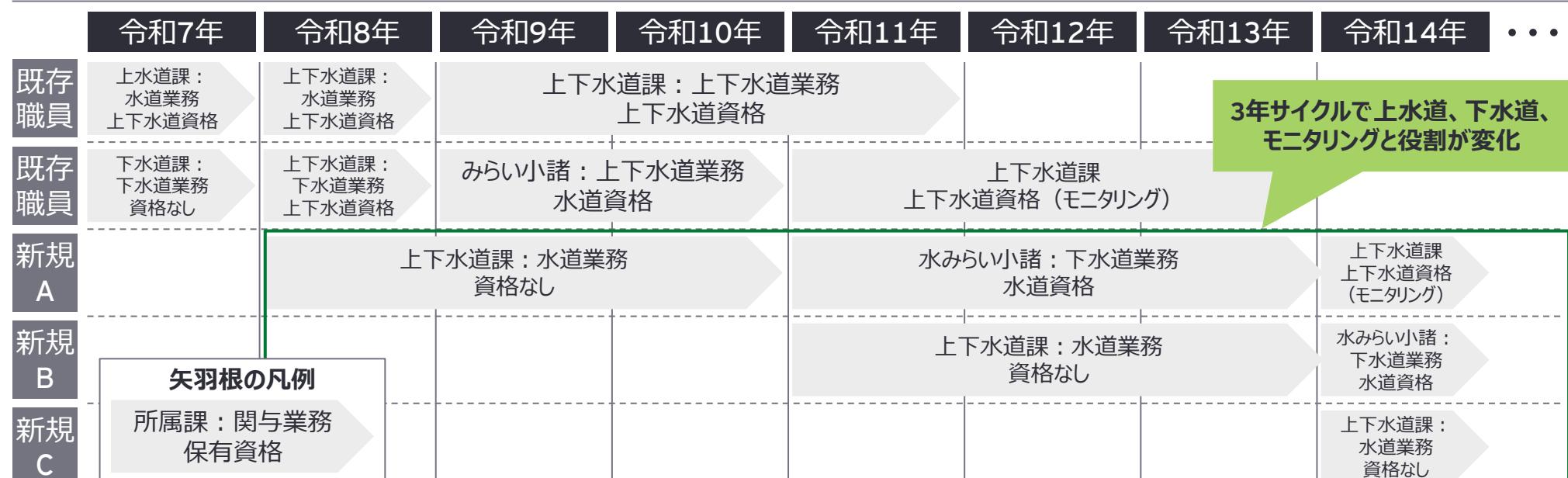
※「【2-1】事業者選定の考え方について」に詳細記載

水みらい小諸との連携を前提に、小諸市では3年サイクルで水道資格、下水道資格、モニタリングを経験させることで断続的に人員を育成することができる

小諸市の人材育成に向けた取り組み

概要	<ul style="list-style-type: none"> ■ オーターPPP導入に向けて、令和8年度より水道法（第12条：布設工事監督者、第19条：水道技術管理者）、下水道法（第22条：設計者等の資格）の有資格者の育成に向けた人事異動によるローテーションの仕組みを導入予定である ■ 退職派遣期間を含め、上下水道技術の習得、モニタリングを9年間で完遂するローテーションを想定している
想定効果	<ul style="list-style-type: none"> ■ 官民連携による上下水道の技術取得や補完を行い、上下水道の持続性を向上させる ■ 上下水道の管理者を市側に残すと共に、退職派遣者によるモニタリングを行うことで外部モニタリングが不要となる ■ 退職派遣者によるモニタリング、公民共同企業体、指定管理者制度により、市の上下水道事業のガバナンスが担保される

人事異動ローテーションのイメージ*



*次期事業に向け、小諸市内で上下水道課を設置する想定である

費用の決定時期について

改築を業務に含む包括委託及びコンセッションの事例では、該當年度の1~2月頃に計画及び協定により費用を合意する形態が一般的と考えられる

	業務計画及び支払いの流れ	国の補助・交付金対応
熊本県 荒尾市	<ul style="list-style-type: none">■ 管路工事の費用は工事実施計画書に基づき、支払う■ 公募要領及び事業者提案に従い各事業年度の工事実施計画書を作成し、当該事業年度が開始する60日前までに市に提出し、その承認を得る	記載なし
千葉県 柏市	<ul style="list-style-type: none">■ 改築費用は、年度協定に基づき支払う■ 年度協定では実施予定箇所、数量、委託料を合意し、当該年度開始後速やかに締結する<ul style="list-style-type: none">☞ 委託料の内訳等の金額を含む年度計画の内容は1~2月頃に合意する想定である	<ul style="list-style-type: none">■ 国庫補助金の要望額と国の予算配分額が相違する場合、委託料は国の予算配分額をもとにした額とする■ 業務計画書の内容に寄らず、協議のうえで業務内容を国庫補助金にかかる国の予算配分額に合わせた内容とする
神奈川県 葉山町	<ul style="list-style-type: none">■ 改築のサービス対価は、年度協定に基づき支払う■ 年度協定では実施予定箇所、数量、委託料を合意し、当該年度開始後速やかに締結する<ul style="list-style-type: none">☞ 委託料の内訳等の金額を含む年度計画の内容は1~2月頃に合意する想定である	<ul style="list-style-type: none">■ 国庫補助金の要望額と国の予算配分額が相違する場合、委託料は国の予算配分額をもとにした額とする■ 業務計画書の内容に寄らず、業務内容を国庫補助金にかかる国の予算配分額に合わせた内容とする
宮城県 (コンセッション)	<ul style="list-style-type: none">■ 改築費用は年度実施協定に基づき支払う■ 年度実施協定では、単年度対象改築業務の内容、費用、出来高を合意し、4月20日※2までに締結する<ul style="list-style-type: none">☞ 実施基本協定の金額を改築費用の上限とする	<ul style="list-style-type: none">■ 柏市、葉山町の交付金対応に加え、交付金対応により要求水準未達となる場合は、達成を前提とした業務内容に変更し、差額は委託者が負担する

荒尾市の荒尾市水道事業包括委託（第3ステージ）では、工事費用を工事実施計画書で合意しており、事業年度が開始する60日前（1月初旬）に決定している

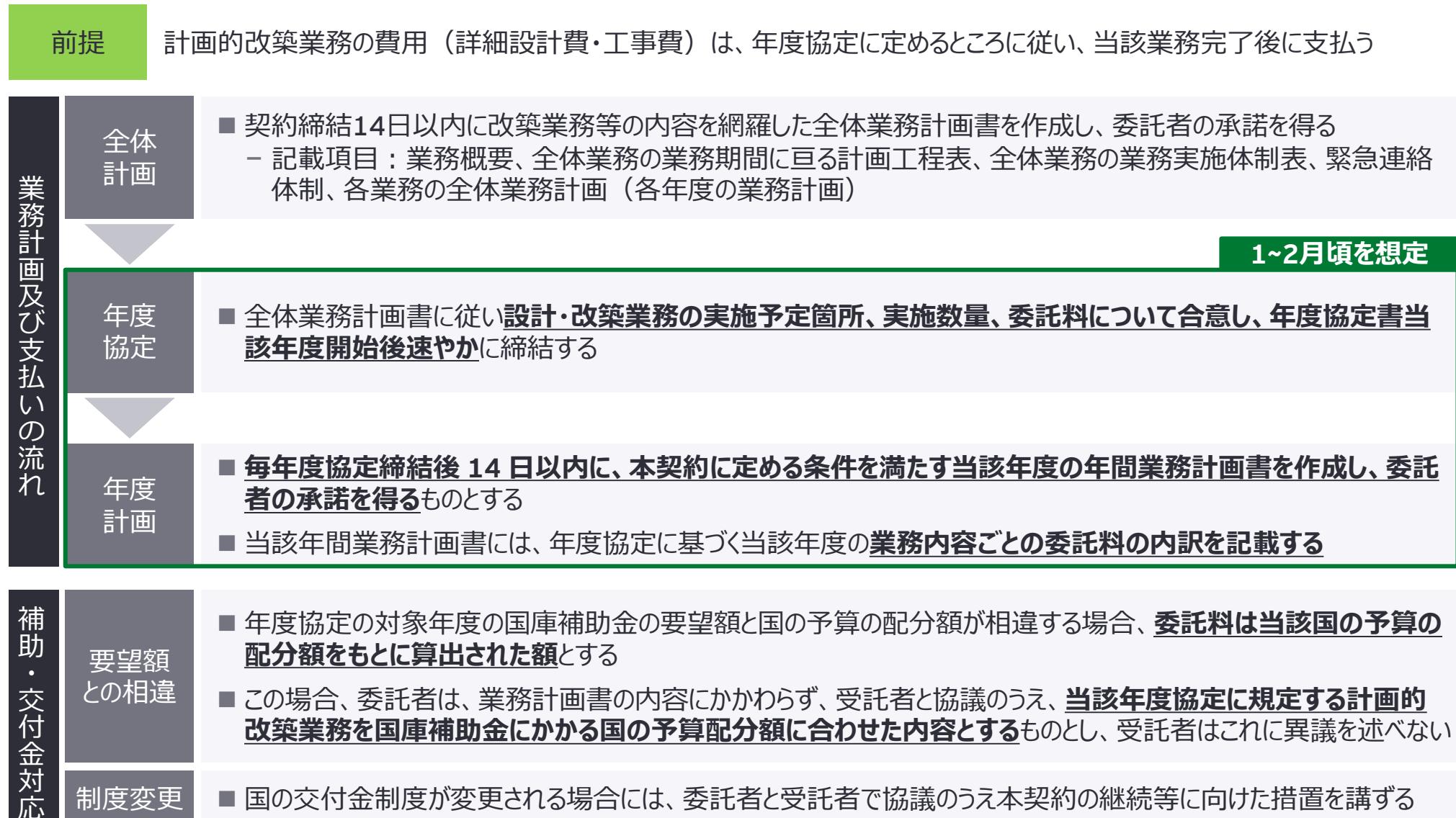
前提

サービス対価は、事業者提案記載の金額を上限として支払う（管路工事は年度ごとの工事実施計画書に基づいて、個別工事ごとの工事費用を算出）

工事実施 計画書

- 受託事業者は、対象施設の工事等業務を実施するに当たり、本契約、公募要領及び事業者提案に従い各事業年度の工事実施計画書を作成し、当該事業年度が開始する 60 日前までに市に提出し、その承認を得る
- 工事実施計画書には、実施する工事の工種区分を記載するとともに、市の指示に従い工事費の内訳書を添付する。なお、工種区分や内訳書の記載内容等については受託事業者と市が協議のうえ決定する

柏市の管路包括委託（第二期）では、年度ごとの委託料を年度開始後速やかに合意するとの整理であり、1～2月頃に委託料を決定しているものと考えられる



神奈川県葉山町の下水道ウォーターPPP事業では、年度ごとの委託料を年度開始後速やかに合意すると整理されており、1~2月頃に委託料を決定しているものと考えられる

前提		改築業務のサービス対価は、年度協定に定めるところに従い、当該業務完了後に支払う
業務計画及び支払いの流れ	全体計画	■ 契約締結14日以内に要求水準書等に定める条件を満たす全体事業計画書を作成し、町の承諾を得る
	年度協定	■ 全体業務計画書に従い、 <u>改築に関する業務（業務の実施予定箇所、実施数量及びこれに対応するサービス対価）について合意し、年度協定を当該年度開始後速やかに締結する</u>
	年度計画	■ <u>毎年度協定締結後14日以内に、本契約に定める条件を満たす当該年度の年間事業計画書を作成し、町の承諾を得るものとする</u> ■ 当該年間事業計画書には、年度協定に基づく当該年度の <u>業務内容ごとのサービス対価の内訳</u> を記載する
国の補助・交付金対応	要望額との相違	■ 年度協定の対象年度の国庫補助金の要望額と国の予算の配分額が相違する場合、 <u>委託料は当該国の予算の配分額をもとに算出された額</u> とする ■ この場合、町は、業務計画書の内容にかかわらず、 <u>当該年度協定に規定する改築業務内容を国庫補助金にかかる国の予算配分額に合わせた内容</u> とする
	制度変更	■ 国の交付金制度が変更される場合には、委託者と受託者で協議のうえ本契約の継続等に向けた措置を講ずる ■ 協議開始日から30日以内に整わない場合、町は、必要となる本契約の変更を合理的に定めて事業者に通知するものとし、事業者はこれに従わなければならない

宮城県の事例では、事業年度の4月中旬に単年度の改築費用を決定しており、国の補助金が不足する場合は、業務内容の変更及び費用負担を行うものとしている

前提	年度実施協定に定める改築業務費用を完成品の引き渡し及び県による検査合格後に支払う
改築計画書	<ul style="list-style-type: none">各料金期間※1毎に作成し、前事業年度の5月末日（初年度は事業開始60日前）までに県に提出し、県から承認を受ける<ul style="list-style-type: none">改築方針・概要、改築費用、スケジュール、健全度評価結果、更新又は長寿命化検討結果、改築内容等
改築実施基本協定	<ul style="list-style-type: none">改築計画書の運営権設定対象施設の改築について、県との間で期間全体及び各事業年度で要する改築費用の予定額を合意し、改築実施基本協定を締結する改築計画書の金額を上限とし、該当料金期間の最初に属する事業年度の4月20日※2までに締結する
年度実施協定	<p style="text-align: right;">4月20日に決定</p> <ul style="list-style-type: none">改築実施基本協定とは別に、<u>県との間で各事業年度の単年度対象改築業務の内容、費用、出来高を合意し、年度実施協定を締結する</u>改築実施基本協定の金額を上限とし、<u>各事業年度の4月20日※2までに締結する</u>
国の補助・交付金対応	<ul style="list-style-type: none">年度実施協定の対象事業年度に、国補助金等の要望額と国予算の配分額が相違する場合は、<u>単年度対象改築費用を国予算の配分額をもとに算出された額とし、協議のうえで業務内容も変更する</u>これにより、<u>改築業務の要求水準が未達になる場合は、単年度対象改築費用を要求水準を満たす前提で算出された額とし、協議のうえで業務内容も最低限要求水準を満たすものに変更する</u>。この場合は、県が国補助金等に係る国の予算の配分額にかかわらず、<u>当該年度実施協定に定める改築業務に要する費用を負担する</u>
制度変更	<ul style="list-style-type: none">国補助金等に係る制度が変更される場合、県と運営権者は協議の上、本契約の継続等に向けた措置を講ずる

※事業開始日から令和5年度末まで（第1料金期間）、令和6年度から令和10年度末まで（第2料金期間）、令和11年度から令和15年度末まで（第3料金期間）、令和16年度から令和20年度末まで（第4料金期間）、令和21年度から本事業終了日令和24年3月31日まで（第5料金期間）

※当該事業年度の4月10日までに改築に係る国補助金等に係る国の予算の配分がなされない場合には、県が別途定める日まで

改築を業務に含む包括委託及びコンセッションの事例では、該當年度の1~2月頃に計画及び協定により費用を合意する形態が一般的と考えられる

	業務計画及び支払いの流れ	国の補助・交付金対応
熊本県 荒尾市	<ul style="list-style-type: none"> ■ 管路工事の費用は工事実施計画書に基づき、支払う ■ 公募要領及び事業者提案に従い各事業年度の工事実施計画書を作成し、当該事業年度が開始する60日前までに市に提出し、その承認を得る 	記載なし
千葉県 柏市	<ul style="list-style-type: none"> ■ 改築費用は、年度協定に基づき支払う ■ 年度協定では実施予定箇所、数量、委託料を合意し、当該年度開始後速やかに締結する <ul style="list-style-type: none"> ☞ 委託料の内訳等の金額を含む年度計画の内容は1~2月頃に合意する想定である 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国庫補助金の要望額と国の予算配分額が相違する場合、委託料は国の予算配分額をもとにした額とする ■ 業務計画書の内容に寄らず、協議のうえで業務内容を国庫補助金にかかる国の予算配分額に合わせた内容とする
神奈川県 葉山町	<ul style="list-style-type: none"> ■ 改築のサービス対価は、年度協定に基づき支払う ■ 年度協定では実施予定箇所、数量、委託料を合意し、当該年度開始後速やかに締結する <ul style="list-style-type: none"> ☞ 委託料の内訳等の金額を含む年度計画の内容は1~2月頃に合意する想定である 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国庫補助金の要望額と国の予算配分額が相違する場合、委託料は国の予算配分額をもとにした額とする ■ 業務計画書の内容に寄らず、業務内容を国庫補助金にかかる国の予算配分額に合わせた内容とする
宮城県 (コンセッション)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 改築費用は年度実施協定に基づき支払う ■ 年度実施協定では、単年度対象改築業務の内容、費用、出来高を合意し、4月20日※2までに締結する <ul style="list-style-type: none"> ☞ 実施基本協定の金額を改築費用の上限とする 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 柏市、葉山町の交付金対応に加え、交付金対応により要求水準未達となる場合は、達成を前提とした業務内容に変更し、差額は委託者が負担する

工事費用の支払スケジュールを検討するうえで、費用の決定時期と交付金対応について確認させていただきたい。

費用決定時期に関する確認事項

費用の決定時期

- 各年度の改築費用は、年度協定等で該当前事業年度の1月頃がよいと考えているがいかがか
☞柏市、葉山町の事例を踏まえると年度協定で全体費用を合意し、年度計画で業務ごとの費用内訳を合意する形態が考えられる
- 各年度の改築費用を決定するうえで懸念となる事項がある場合はご教示いただきたい

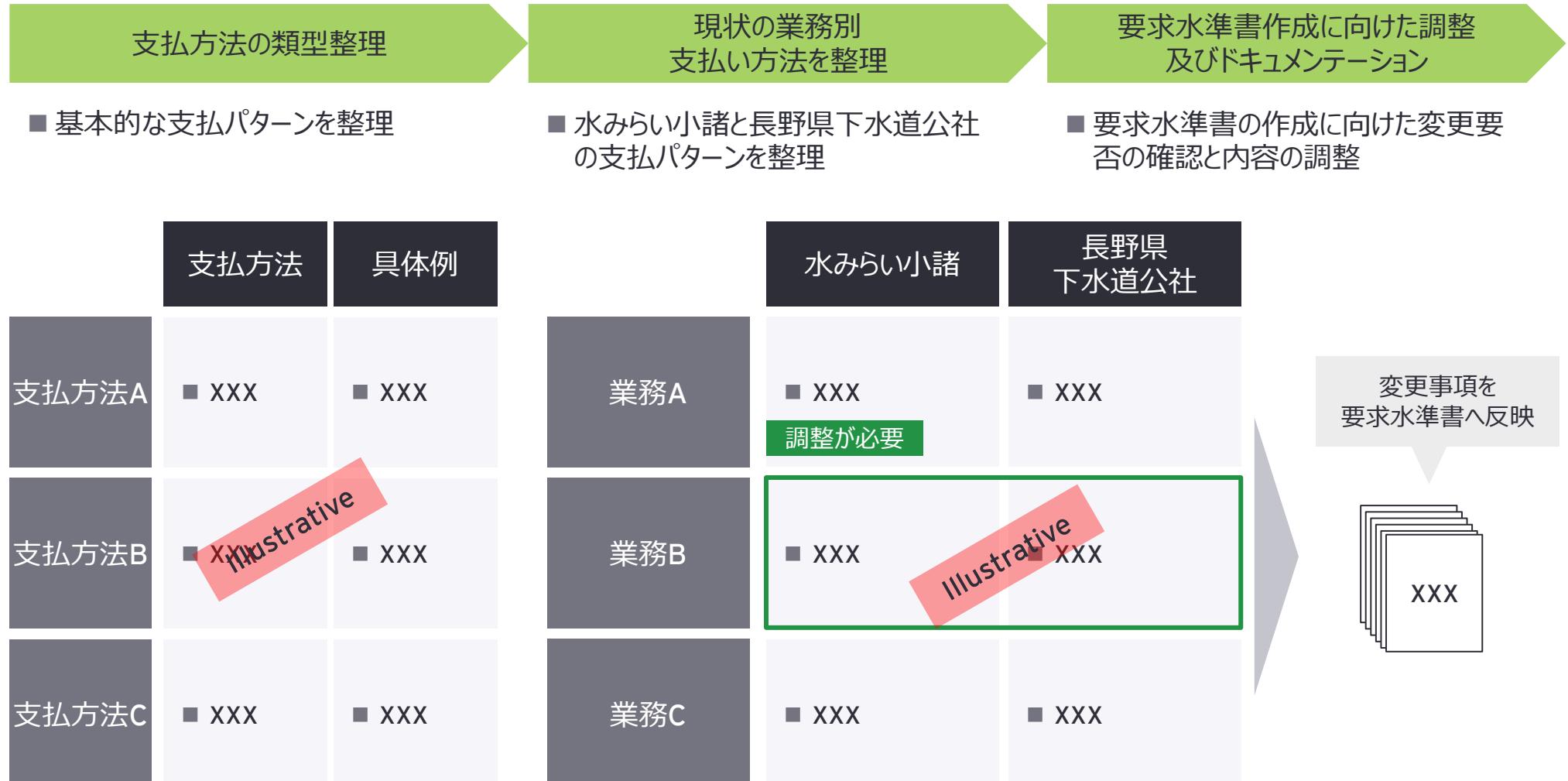
交付金対応

- 交付金対応について、国の予算配分に合わせて業務範囲及び委託料を変更することを想定しているが、要求水準の達成に向けた差額補填措置を契約上に含めるか
☞柏市、葉山町では、国の予算配分に合わせる形での業務内容及び委託料を変更しており、宮城県ではそれに加えて要求水準の達成を基準として業務範囲の変更、委託料の差額の補填を実施している
- 交付金対応を決定するうえで懸念となる事項がある場合はご教示いただきたい

支払い条件について

契約書整理に向け、次期事業で想定される支払い方を整理し、現状の支払い方からの変更要否について検討する

次期事業の支払方法検討イメージ



想定される対価の支払い方法について

対価の支払い方法は、固定払い、固定と実績払いのハイブリッド、実績払いの3パターンに分けられる

対価の支払いパターン

対価の種類	対価の支払い方法	主な特徴
対価A 固定型 支払い	民間事業者の提案額に基づき、 固定額で支払う (固定払い、精算なし)	【運転管理業務・ストックマネジメント計画策定業務】 固定額であり、仕様/性能規定での効率化分は民間事業者の利益となる 【ユーティリティ等調達管理業務の場合】 同上であるが近年は電力価格の高騰など、インフレ要因が民間事業者の負担になるリスクがある
対価B 固定+実績型 ハイブリッド	固定額で契約するが、 回数等の指定基準を超えた場合は、 実績に応じて支払う (固定払い、精算あり)	【緊急対応業務】 緊急対応（待機費用を含む）等を固定額で契約するものの、緊急対応回数が予定業務量を超えたたら分を別で精算できる
対価C 実績型 支払い	業務実績に応じて、 業務実施に要した金額を支払う (実績払い、精算あり)	【修繕業務】 事業年度ごとに上限金額を設定したり、1件当たりの修繕費に応じて市の承認有無を設定する等の条件を設けられる 【ユーティリティ調達管理業務】 民間事業者側の負担軽減は見込めるが、費用削減は期待できない

現状の委託事業における支払条件（水道事業）

水みらい小諸への現行委託の支払い方を整理した。次期事業において支払方法を変更すべき事象等があれば伺いたい

小諸市における現状の対価の支払いパターン

対象費用	支払方法
指定管理業務 維持保全業務、運営支援業務、施設等工事業務、災害等相互応援業務、業務システム調査・研究業務	<ul style="list-style-type: none">指定期間中（R6~R11）の指定管理料の上限額を市が提示する（1,960,521,000円※消費税含む）各年度の指定管理料は、<u>市と水みらい小諸の協議の上</u>、小諸市の予算範囲内で決定する<u>支払月ごとに水みらい小諸が小諸市へ請求書を送付し受領した場合に、支払額を決定する</u> <p>対価A固定払いに該当</p>
指定管理業務内の経費※	<ul style="list-style-type: none">各年度において、水みらい小諸の<u>見込み以上の経費が発生した場合又は負担した経費が見込み額を下回った場合であっても、原則として精算しない</u> <p>対価A固定払いに該当</p>
緊急修繕費 (工事費、修繕材料・部品費)	<ul style="list-style-type: none">水みらい小諸に帰責事由が認められるものを除き、<u>工事費用等は原則として小諸市が負担する</u> <p>対価C実績型支払いに該当</p>
動力費	<ul style="list-style-type: none">年度協定の<u>動力費積算額と管理業務費用の実績等から、その差額を調整する</u> (市の創意工夫に起因するものは調整の対象としない) <p>対価C実績型支払いに該当</p>

※人件費、賃金、旅費、被服費、備消品費、印刷製本費、燃料費、光熱水費、通信運搬費、委託費、手数料、賃借料、路面復旧費、薬品費、材料費、研修費、福利厚生費、保険料、負担金、受水費、工事請負費、雑費を含む

長野県下水道公社及び浅麓工業事業組合への現行委託の支払い方を整理した。次期事業において支払方法を変更すべき事象等があれば伺いたい

小諸市における現状の対価の支払いパターン

	対象費用	支払方法
公共下水道	維持管理業務、技術事項の支援業務	<ul style="list-style-type: none"> ■ 長野県下水道公社は委託料を四半期に分けて、小諸市に請求し、市が請求書を受理したときは、委託料を支払う ■ 本業務の終了時に委託料の精算を行うものとする <p>対価B固定+実績払いに該当</p>
	業務実施に係る経費※	<ul style="list-style-type: none"> ■ 委託料に包含される前提で、長野県下水道公社が経費を負担する <p>対価B固定+変動払いに該当</p>
特環・農集	統括管理業務、運転監視・点検業務、ポンプの引き上げ点検・整備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 浅麓工業事業組合は委託料を四半期に分けて、小諸市に請求し、市が請求書を受理したときは、委託料を支払う ■ 本業務の終了時に委託料の精算を行うものとする。 <p>対価B固定+実績払いに該当</p>
	業務実施に係る経費	経費支払に係る記載なし

※光熱水費（水道、灯油等）、動力費（電気料、軽油等）、通信運搬費（電話）、薬品費（消毒剤、凝集剤等）、消耗品（設備の交換部品等）、修繕費法定水質検査等、その他業務上必要と認められる経費

次期事業の支払い方を整理するために、現状の支払い方の前提と今後の方針について確認したい

支払い方に関する確認事項

前提について

水みらい小諸への指定管理料は協議して決めるとあるが、具体的な支払金額はどのように決められておりますでしょうか
☞一定の金額に対して変動分（物価変動、人件費等）を反映させる、各業務で精緻に要する金額を積み上げる等

今後の方針について

次期事業で10年間の契約を想定した場合に、一定の金額に対する変動分（物価変動、人件費等）の反映、各業務の積み上げの考え方を契約書上に明示することも考えられるがいかがでしょうか
☞委託料の算定ロジックを明示することで、金額算定の透明性と支払金額の妥当性を担保する意図

その他、現状の支払い方に対して、小諸市視点、水みらい小諸視点で変更すべき部分はありますでしょうか
☞指定管理料、経費の支払い方の全体を通して、改善すべきと感じている点を想定

固定払いと実績払いではそれぞれにメリット・デメリットがあり、業務の特徴を踏まえて選択することが重要である

- 固定払いでは、民間事業者の利益の源泉となり、効率化が期待されるものの、何等かリスクが懸念される業務の場合は逆に提案額を上昇させる恐れがある
- 一方で、実績払いでは民間事業者は実施した分の費用を回収できるため、効率化が期待しにくい

固定払いと実績払いごとのメリット・デメリット

	メリット	デメリット
固定払い	<ul style="list-style-type: none">■ 民間として効率化や費用削減幅の源泉となる■ 事業期間中においても民間からの運転管理方法の見直し提案を積極的に受けることが期待できる	<ul style="list-style-type: none">■ 民間がコスト削減を実施しても、公共側に支出が発生する■ 施設状況が十分に民間側が把握できていない場合、リスクとして高い金額を提案価格とする可能性がある■ 事業終了時点における施設の健全度が下がる可能性がある
実績払い	<ul style="list-style-type: none">■ 民間側としても過度にリスクを加味した費用計上が不要である■ 公共側としても実績に応じた支払いであるため支払の透明性が確保できる	<ul style="list-style-type: none">■ 事業者としては事業期間中の費用削減インセンティブが少ない（運転管理見直し等を含む）

小諸市の水道事業は地下水を取水源としており、水質が安定していることで薬品費・電力費が大きく変動しにくいため、管路の老朽化に伴う緊急修繕等を除き、固定払いによるメリットが享受しやすいと考えられる

現行の長野県下水道公社と民間事業者との業務委託協定書には、賃金水準等が1.5%を超えた場合には、委託料を変更するなど、物価変動に関する条項が整理されている。

下水道事業における業務委託協定書（物価変動）

- 長野県下水道公社との業務委託協定書では、物価変動条項が整理されており、物価指数を用いた協議、もしくは協議のみ（著しい価格変動、急激なインフレ・デフレ）で委託料を変更することができる
- 物価指数として変動前残委託料と変動後残委託料との差額のうち変動前残委託料の1000分の15（1.5%）が用いられている

（著しく賃金又は物価が変動した場合など）

第16条 甲又は乙は、委託期間内で委託協定締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により委託料が不適当となったと認めたときは、相手方に対して委託料の変更を請求することができる。

2 甲又は乙は、前項の規定による請求があったときは、委託料が不適当となったと認めた一部委託業務について、変動前残委託料と変動後残委託料との差額のうち変動前残委託料の1000分の15を超える額につき、委託料の変更に応じなければならない。

3 変動前残委託料及び変動後残委託料は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき甲と乙が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、甲が定め、乙に通知する。

4 第1項の規定による請求は、この条の規定により委託料の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「委託協定締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく委託料変更の基準とした日」とするものとする。

5 特別な要因により委託期間内に主要な材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、委託料が不適当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定によるほか、委託料の変更を請求することができる。

6 予期することのできない特別の事情により、委託期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、一部委託業務等に関する委託料が著しく不適当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定にかかわらず、委託料の変更を請求することができるものとする。

7 前2項の場合において、委託料の変更額については、甲と乙とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、甲が定め、乙に通知する。

8 第3項及び前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。